

下限面積（別段の面積）の設定について

令和3年6月10日

今年度の下限面積（別段の面積）について以下のとおり設定します。

〔 1 〕 下限面積の設定について

- 50アール（大網白里市全域）

〔 2 〕 別段面積の設定について

- 設定しないこととする

〔 3 〕 別段面積を設定しない理由

（ア）農地法施行規則第17条第1項の適用について

- 別段面積を50アール未満に設定しようとした場合、50アール未満の対象農家戸数が全体の40%未満となるため、基準を満たしておらず、下限面積の設定が出来ないため。

（イ）農地法施行規則第17条第2項の適用について

- 本市の遊休農地率は0.29%と低い現状であり、農地の利用集積も進んでいるため。

〔 4 〕 参考

（ア）地区別農業経営体割合数について

- 大網白里市を営農条件がおおむね同一と認められる地域の3地区に分け、各地区別の経営耕地面積規模に対する農業経営体の割合（累計）を算出すると下記表のようになります。

	30アール未満	30アール以上 40アール未満	40アール以上 50アール未満	50アール以上
大網白里市	1.52%	3.61%	2.91%	91.96%
	8.04%			
大網地区	0.58%	6.38%	4.64%	88.41%
増穂地区	1.42%	1.90%	1.42%	95.26%
白里地区	2.65%	1.66%	1.99%	93.71%

（※農業経営体の数値は、2015年農林業センサスによる。）

（イ）市内における遊休農地の割合について

管内農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
1,969ha	5.75ha	0.29%

（※管内農地面積は、2015年農林業センサスによる。）